

印刷物見積依頼書

下記のとおり印刷物の見積を依頼します。

令和7年2月17日

鳥取市長 深澤 義彦

記

1 見積りに付する事項

- (1) 件名 令和7年度封筒印刷(単価契約)
- (2) 数量及び仕様等 別紙1 見積仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 納入場所 各発注課ほか
- (5) 納入期限 発注があった日から10日以内（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）とする。ただし、別に指定する場合はこの限りでない。

2 見積りに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、当該資格区分が別表に定める「印刷類」に登録されている者であること。
- (2) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 場所
鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階
鳥取市総務部検査契約課（電話：0857-30-8121）
- (2) 期限
令和7年3月3日午前12時（正午）まで
- (3) 見積方法
ア この見積は、(1)の場所の投かん箱に投かんして行うものとする。
イ 見積書は、仕様書区分に応じて別紙2-1から別紙2-3までを使用し、見積金額には水色とクラフトの総額（税込）を記入すること。「単価」は、1枚当たりの額とし、小数点以下第2位までを記載すること。
※消費税は10%で計算すること。

4 落札者の決定方法等

(1) 落札候補者の決定

鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。

(2) 抽選

落札者となるべき者が2名以上の場合は、別に指定する場所及び日時において、くじにより落札者を決定する。なお、当該見積者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 再度の見積

予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないときは、別に指定する場所及び日時において、再度の見積に付するものとする。

6 その他

(1) 無効となる見積の範囲

- ① この見積依頼書に示す見積りに参加する者に必要な資格のない者のした見積
- ② 内訳明細と異なる見積金額を記載した見積
- ③ この見積依頼書又は見積仕様書に記載する条件に違反した見積

(2) 問合せ先 鳥取市総務部検査契約課

電話：0857-30-8121

ファクシミリ：0857-20-3948